

○内閣府
国土交通省 令第五号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第四十五条第二項及び道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）第四条第五項の規定に基づき、道路標識、区画線及び道路標示に関する命令の一部を改正する命令を次のように定める。

平成三十年十二月十四日

内閣総理大臣 安倍 晋三

国土交通大臣 石井 啓一

道路標識、区画線及び道路標示に関する命令の一部を改正する命令

道路標識、区画線及び道路標示に関する命令（昭和三十五年

総理府
建設省

令第三号）の一部を次のように

改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改める。

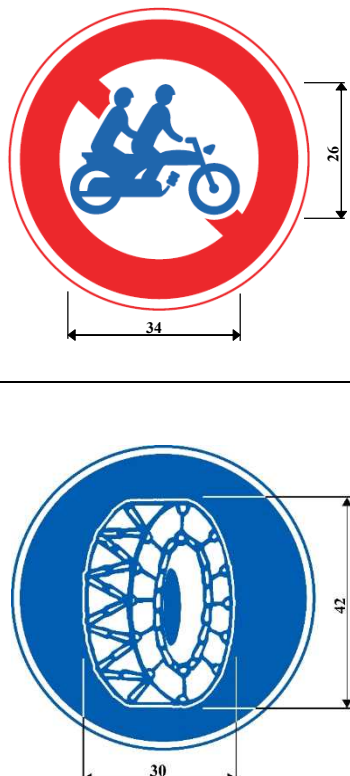
		改正後		改正前	
<p>別表第一（第二条関係） 案内標識</p>		<p>別表第一（第二条関係） 案内標識</p>		<p>別表第一（第二条関係） 案内標識</p>	
<p>警戒標識</p>		<p>警戒標識</p>		<p>警戒標識</p>	
<p>(略)</p>		<p>(略)</p>		<p>(略)</p>	
<p>規制標識</p>		<p>規制標識</p>		<p>規制標識</p>	
<p>(略)</p>		<p>(略)</p>		<p>(略)</p>	
種 類	番 号	表示する意味	設 置 場 所	種 類	番 号
大型自動二輪車及び普通自動車	2)	<p>交通法第八条第一項の道路標識により、大型自動二輪車（道路交通法施行規則第二条の表備考の規定により二輪の自動車とみなされ、かつ、同表の大型自動二輪車に区分される三輪の自動車を含み、側車付きのものを除く。以下この項において同じ。）及び普通自動二</p>	<p>大型自動二輪車及び普通自動二輪車の通行につき、運転者以外の者を乗車させて行うことを禁止する区域、道路の区間若しくは場所の前面又は区域、道路の区間若しくは場所内の必要な地点における左側の路端</p>	<p>交通法第八条第一項の道路標識により、大型自動二輪車（道路交通法施行規則第二条の表備考の規定により二輪の自動車とみなされ、かつ、同表の大型自動二輪車に区分される三輪の自動車を含み、側車付きのものを除く。以下この項において同じ。）及び普通自動二</p>	<p>大型自動二輪車及び普通自動二輪車の通行につき、運転者以外の者を乗車させて行うことを禁止する区域、道路の区間若しくは場所の前面又は区域、道路の区間若しくは場所内の必要な地点における左側の路端</p>

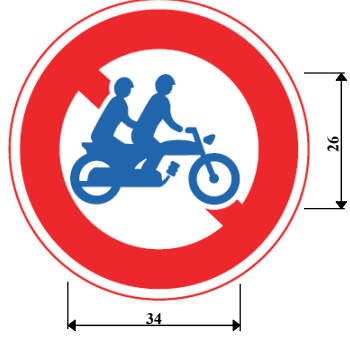
(略)	指示標識	(略)	通自動二輪 車二人乗り 通行禁止	タイヤチェ ーンを取り 付けていな い車両通行 止め
			(310の3)	(310の3)
			<p>輪車（道路交通法施行規則第二条の表備考の規定により二輪の自動車とみなされ、かつ、同表の普通自動二輪車に区分される三輪の自動車を含み、側車付きのものを除く。以下この項において同じ。）の通行につき、運転者以外の者を乗車させて行うことを禁止すること。</p>	<p>道路法第四十六条第一項の規定に基づき、又は交通法第八条第一項の道路標識により、タイヤチェーンを取り付けていない車両の通行を禁止すること。</p>
		(略)	<p>タイヤチェーンを取り付けていない車両の通行を禁止する区域、道路の区間若しくは場所の前面又は区域、道路の区間若しくは場所内の必要な地点における道路の中央又は左側の路端</p>	

(略)	指示標識	(略)	大型自動二 輪車及び普 通自動二輪 車二人乗り 通行禁止	
			(310の2)	
			<p>輪車（道路交通法施行規則第二条の表備考の規定により二輪の自動車とみなされ、かつ、同表の普通自動二輪車に区分される三輪の自動車を含み、側車付きのものを除く。以下この項において同じ。）の通行につき、運転者以外の者を乗車させて行うことを禁止すること。</p>	

大型自動車及び人 普通自動車 乗用禁止 (310の2)	(略)	規制標識	(略)	警戒標識	(略)	別表第二(第三条関係) 案内標識	備考 (略)	(略)	補助標識
タイヤチェーンを取 り付けていない車 行止め (310の3)									

大型自動車及び人 普通自動車 乗用禁止 (310の2)	(略)	規制標識	(略)	警戒標識	(略)	別表第二(第三条関係) 案内標識	備考 (略)	(略)	補助標識
--------------------------------------	-----	------	-----	------	-----	---------------------	-----------	-----	------

A)	「	6 高速道路等以外の道路に設置する「駐車場」、国道番号	1	5	(略)	(二) 寸法 (一) (略)	備考 一 本標識板（本標識の標示板をいう。）	(略)	補助標識	指示標識	(略)	
2-A)	「		5	5	(略)							

A)	「	6 高速道路等以外の道路に設置する「駐車場」、国道番号	1	5	(略)	(二) 寸法 (一) (略)	備考 一 本標識板（本標識の標示板をいう。）	(略)	補助標識	指示標識	(略)	
2-A)	「		5	5	(略)							

- (19) 記号及び縁線を白色とする。 ─
- 車両制限令第三条第一項第二号イに規定する道路管理者
が指定した道路に設置する 総重量限度緩和指定道路 (118の4-B) |
- (20) 記号、矢形及び縁線を白色とする。 ─
- 高速道路等以外の道路のうち車両制限令第三条第一項第
三号に規定する道路管理者が指定した道路に設置する 高
速道路等以外の道路のうち車両制限令第三条第一項第
一號を表示するものについては、文字、縁及び地を青色、
- (21) 記号中の文字、縁及び地を青色、記号外の文字、記号及び
縁線を白色とする。 ─
- 高速道路等以外の道路のうち車両制限令第三条第一項第
一號を表示するものについては、 (118の5-A) |

- (19) 記号及び縁線を白色とする。 ─
- 車両制限令第三条第一項第二号イに規定する道路管理者
が指定した道路に設置する 総重量限度緩和指定道路 (118の3-B) |
- (20) 記号、矢形及び縁線を白色とする。 ─
- 高速道路等以外の道路のうち車両制限令第三条第一項第
三号に規定する道路管理者が指定した道路に設置する 高
速道路等以外の道路のうち車両制限令第三条第一項第
一號を表示するものについては、文字、縁及び地を青色、
- (21) 記号中の文字、縁及び地を青色、記号外の文字、記号及び
縁線を白色とする。 ─
- 高速道路等以外の道路のうち車両制限令第三条第一項第
一號を表示するものについては、 (118の4-A) |

三号に規定する道路管理者が指定した道路に設置する 高

さ限度緩和指定道路 (118の5-B) | を表示するものについては、

記号中の文字、縁及び地を青色、記号外の文字、記号、矢形及び縁線を白色とする。

2 (22) (25) (略)

3 規制標識

(1) (2) (略)

(3) 「タイヤチェーンを取り付けていない車両通行止め」、
「指定方向外進行禁止」、
「時間制限駐車区間」、
「自動車専用」、
「自転車専用」、
「自転車及び歩行者専用」、
「歩行者専用」、
「特定の種類の車両の通行区分」、
「牽引自動車の高速自動車国道通行区分」、
「専用通行帯」、
「普通自転車専用通行帯」、
「路線バス等優先通行帯」、
「牽引自動車の自動車専用道路第一通行帯通行指定区間」、
「進行方向別通行区分」、
「原動機付自転車の右折方法(二段階)」、
「環状の交差点における右回り通行」、
「平行駐車」、
「直角駐車」、
「斜め駐車」、
「警笛鳴らせ」及び「警笛区間」を表示するものについては、
文字、記号及び縁を白色、地を青色とする。

4 (4) (8) (略)

(四) (六) (略)

二・三 (略)

三号に規定する道路管理者が指定した道路に設置する 高

さ限度緩和指定道路 (118の4-B) | を表示するものについては、

記号中の文字、縁及び地を青色、記号外の文字、記号、矢形及び縁線を白色とする。

2 (22) (25) (略)

3 規制標識

(1) (2) (略)

(3) 「指定方向外進行禁止」、
「時間制限駐車区間」、
「自動車専用」、
「自転車専用」、
「自転車及び歩行者専用」、
「歩行者専用」、
「特定の種類の車両の通行区分」、
「牽引自動車の高速自動車国道通行区分」、
「専用通行帯」、
「普通自転車専用通行帯」、
「路線バス等優先通行帯」、
「牽引自動車の自動車専用道路第一通行帯通行指定区間」、
「進行方向別通行区分」、
「原動機付自転車の右折方法(二段階)」、
「環状の交差点における右回り通行」、
「平行駐車」、
「直角駐車」、
「斜め駐車」、
「警笛鳴らせ」及び「警笛区間」を表示するものについては、
文字、記号及び縁を白色、地を青色とする。

4 (4) (8) (略)

(四) (六) (略)

二・三 (略)

四 その他

(一) 取付け方等

1～4 (略)

5 区域を定めて行う交通の規制を表示する道路標識（以下「区域規制標識」という。）を設置する場合には、当該区域規制標識に白色又は灰色の長方形の背板を設けることができる。この場合において、当該背板に文字又は記号を表示してはならない。

6 (略)

7 可変式の道路標識を設置する場合には、当該道路標識に白色又は灰色（画像表示用装置に表示される道路標識にあつては、白色、灰色又は黒色）の正方形又は長方形の背板を設けることができる。この場合において、当該背板に文字又は記号を表示してはならない。

(二) (略)

四 その他

(一) 取付け方等

1～4 (略)

5 区域を定めて行う交通の規制を表示する道路標識（以下「区域規制標識」という。）を設置する場合には、当該区域規制標識に白色又は灰色の長方形の背板を設けることができる。

6 (略)

7 可変式の道路標識を設置する場合には、当該道路標識に白色又は灰色の正方形又は長方形の背板を設けることができる。

(二) (略)

附 則

この命令は、公布の日から施行する。